

< 保育所、幼稚園職員向け > 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業 Q&A集

番号	分類	質問	回答
1	対象者	利用者と接するとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 ・事務職等であっても、同施設内で勤務される場合は、接する可能性がありますので、対象となります。 ・ただし、利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くない場合は対象となりません。(法人本部の職員等、利用者と直接接しない方等)
2	対象者	委託業者や派遣職員も対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者や派遣職員も、事業所等にて常時又は定期的に従事される方は対象となります。
3	対象者	複数の施設等で勤務している職員はどちらで検査を受けたらよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の施設等で勤務されている職員の方は、重複して検査を受けることはできません。 ・主に勤務されている施設等(一か所)においてのみ申請の職員数に含めていただき、検査を受けてください。
4	対象者	併設する施設職員が、当該保育所等で兼務している場合は対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務であっても、当該事業所等の職員として従事される場合は対象となります。
5	対象者	公立幼稚園と小学校が同じ建物内にあり、職員・児童は交流していますが、小学校職員も検査の対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> 建物が同一であっても、小学校の職員は検査の対象とはなりません。 ただし、小学校の校長が公立幼稚園の園長を兼務しているなど、兼務職員は検査の対象となります。
6	対象者	対象施設には、地域型保育事業、企業主導型保育施設、認可外の事業所内保育所やベビーシッターは含まれますか？	<ul style="list-style-type: none"> 申請案内の対象者のうち、「認可保育所」に、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、を含みます。「認可外保育施設」に、企業主導型保育施設、事業所内保育所及び居宅訪問型を含みます。
7	対象者	以前に陽性となった職員も検査を受けることはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3か月以内に陽性となった方は、本検査の対象外としております。 ・過去に陽性となった場合、療養期間が終了し、制限が解除された段階で感染性は失われたと判断されております。PCR検査の性質上、残ったウイルスの遺伝子に反応し、制限解除後しばらくの間、陽性の結果が出る場合があるため、対象外としております。
8	対象者	ワクチン接種後にPCR検査を受けても構いませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンを接種したことで、PCR検査が陽性となることはありませんので、本検査を受けていただくことは構いません。

< 保育所、幼稚園職員向け > 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業 Q & A集

番号	分類	質問	回答
9	検査時期	期間や回数はどのように変わる可能性がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間において、職員一人当たり2週から3週間に1回程度を目安としていますが、流行状況に応じて、変更になる場合があります。 ・計画を変更する場合は、事前にお知らせいたします。
10	検査時期	希望するタイミングで検査を行いたいのですが？	<ul style="list-style-type: none"> ・残念ながら検査のタイミングはご希望に沿うことはできません。 ・申請のあった全事業所において検査を実施しています。検査機関の検査数にも限界があり、検査が滞らないよう、日程を分散して検査を行う必要があります。 ・多くの事業所に検査を受けていただくため、全体的な検査スケジュールに沿って検査を受けていただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。
11	検査時期	症状があるときに検査をしたいのですが、症状が無いときに、定期的に検査をするのはなぜですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・症状がある場合は、お休みいただき、医療機関の受診や抗原定性検査キットを利用してください。 ・新型コロナウイルス感染症は、感染初期や無症状であっても感染力があることが示されており、本検査は、無症状であっても検査を定期的実施することで、早期に陽性者を発見し、クラスター発生を未然に防止することを目的としています。
12	検査時期	指定された検査実施のタイミングを変更することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとにまとめて検体を集めて検査を実施しているため、検査日の変更はできません。
13	申請	一部の職員のみを検査対象として申請することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・この検査は、施設等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するもので、趣旨をご理解いただいた上で、職員全員の検査が望ましいと考えます。 ・ただし、一部の職員が検査を希望されない(同意されない)場合は、それ以外の職員全員を対象として申請してください。
14	申請	施設として申請しない場合でも、職員個人として申請はできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・この検査は、施設等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するものですので、施設等单位で申請いただく必要があります。 ・希望される場合は、施設等においてご相談ください。

< 保育所、幼稚園職員向け > 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業 Q & A集

番号	分類	質問	回答
15	申請	複数の施設等がある場合、どのように申請したらよいですか？	(同一住所の場合)一つの申請で行ってください。申請時に、複数事業所(主・副)を登録してください。この場合、検体採取容器の受取等もまとめて行っていただくことになります。 (別住所の場合)住所毎に別の申請を行ってください。そのうち同一の住所の事業所はまとめて申請してください。この場合、検体採取容器の受取等は申請毎に受け取っていただくことになります。市町村が違つ場合は、それぞれの場所で受け取っていただくことになります。
16	申請	メールアドレスは必須ですか？	・検査日や検査結果の通知はメールで行っているため、申請にはメールアドレスの登録が必須となっています。
17	申請	なぜ、職員の同意が必要なのですか？	・検査結果は取扱いを慎重にすべき重要な個人情報です。本来、個人に対してお伝えすべきものでありますが、この検査は事業所での感染拡大を防ぐという目的で実施していますので、ご理解の上、県、市町村及び勤務する施設等の責任者において共有することに同意いただきますようお願いいたします。
18	申請	陽性者情報は、どのように扱われますか？	・県及び市町村においては、通常の陽性者と同様に、対策に必要な範囲内で共有いたします。 ・施設等においては、初動の対応が必要ですので、申請時に提出いただいた責任者へ陽性者情報をお伝えいたします。 ・また、陽性疑いの結果が出た場合、医療機関を受診(電話問診)し、医師が発生届を出す必要があるため、個人情報を医療機関及び検査機関と共有いたします。 ・いずれの場合も、個人が特定されるような公表を行うことはありません。
19	申請	同意書は提出する必要がありますか？	・同意書の原本は事業所等にて保管をお願いいたします。 ・後日、必要に応じて提出いただくことがあります。
20	申請	陽性時連絡責任者とは？	・職員の結果が陽性となった場合、施設等での初動対応や状況の確認のために連絡を受けていただく責任者となります。 ・職員の個人情報を取り扱うことになるため、責任が持てる方をご指定ください。
21	申請	職員数や連絡先等、申請内容は変更できますか？	・変更があれば、ワクチン・検査推進課検査支援班(pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp)までメールでご連絡ください。 ・職員数の増加については、容器等の予備の範囲であれば、追加は可能です。

<保育所、幼稚園職員向け> 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業 Q&A集

番号	分類	質問	回答
22	検査方法	自分で唾液を採取することや、検体を集めたり、提出することは難しいのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> •唾液検体を採取する方法は、通常の検査でも行われている方法で、難しいものではありません。 •検体採取の方法、封入の方法、検体収集や提出時の留意点など、検査機関が示すマニュアルをご確認いただいて受検してください。
23	検査	検査日はいつになりますか？	<ul style="list-style-type: none"> •具体的な検査日は、市町村ごとの申請事業所を取りまとめたのちに、検査機関及び市町村と調整の上、決定してまいります。 •検査日の連絡は、申請いただいたメールアドレスへお知らせいたします。
24	検査	検査を指定された日に、全職員同時に検体を採取しなければいけませんか？	<ul style="list-style-type: none"> •職員全員が一斉に採取することが難しい場合でも、一部の職員は前日に採取し冷蔵保管してください。残りの職員は当日に採取して、全職員分をまとめて提出することは可能です。（どうしても提出の前々日の採取になる場合は、冷凍保存していただきます。） •採取及び提出方法の詳細、留意点などのマニュアルは別途ご連絡いたします。
25	検査	自分で唾液を採取することや、検体を集めたり、提出することは難しいのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> •唾液検体を採取する方法は、通常の検査でも行われている方法で、難しいものではありません。 •検体採取の方法、封入の方法、検体収集や提出時の留意点など、簡単なマニュアルをご提示する予定です。
26	検査	指定する時間に検体提出が間に合わなかった場合はどうなりますか？	<ul style="list-style-type: none"> •検体提出が間に合わなかった場合、その回の検査はキャンセル扱いになってしまいます。次の回の検査に参加をお願いします。 •検体提出時間は必ず守っていただくようお願いします。